



令和5年3月3日

関係各位

東京税関

## 知的財産侵害物品取締強化期間における協力依頼について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関では、偽ブランド品など、その流通により、権利者が本来得るべき利益の逸失による経済秩序の混乱、販売収益の犯罪組織への流入や消費者の健康・安全への悪影響などが指摘される知的財産侵害物品について、麻薬やけん銃などと同様に輸入してはならない貨物と定め取締りを行っております。

特に「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品には、安全性が確認できない原材料を使用した偽医薬品、化粧品などのほか、製品としての機能が十分でない運動器具、電気製品及び自動車用部品などが含まれており、その使用により健康被害や事故などを引き起こす危険性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、東京税関では、

- 海上貨物：令和5年3月6日（月）から3月19日（日）
- 航空貨物：令和5年3月6日（月）から3月12日（日）
- 郵便物：令和5年3月6日（月）から3月12日（日）

を知的財産侵害物品取締強化期間として取締りを強化しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、知的財産侵害物品の不正輸出入に関する不審な情報がありましたら、どんな些細なものでも結構ですので、税関（知的財産調査官部門）までご連絡くださいますようお願いいたします。

業務部 知的財産調査官  
☎ 03-3599-6369